

2
1
0
9
8
7
6
5
4
3
2
1

報 過

號日十二月二十

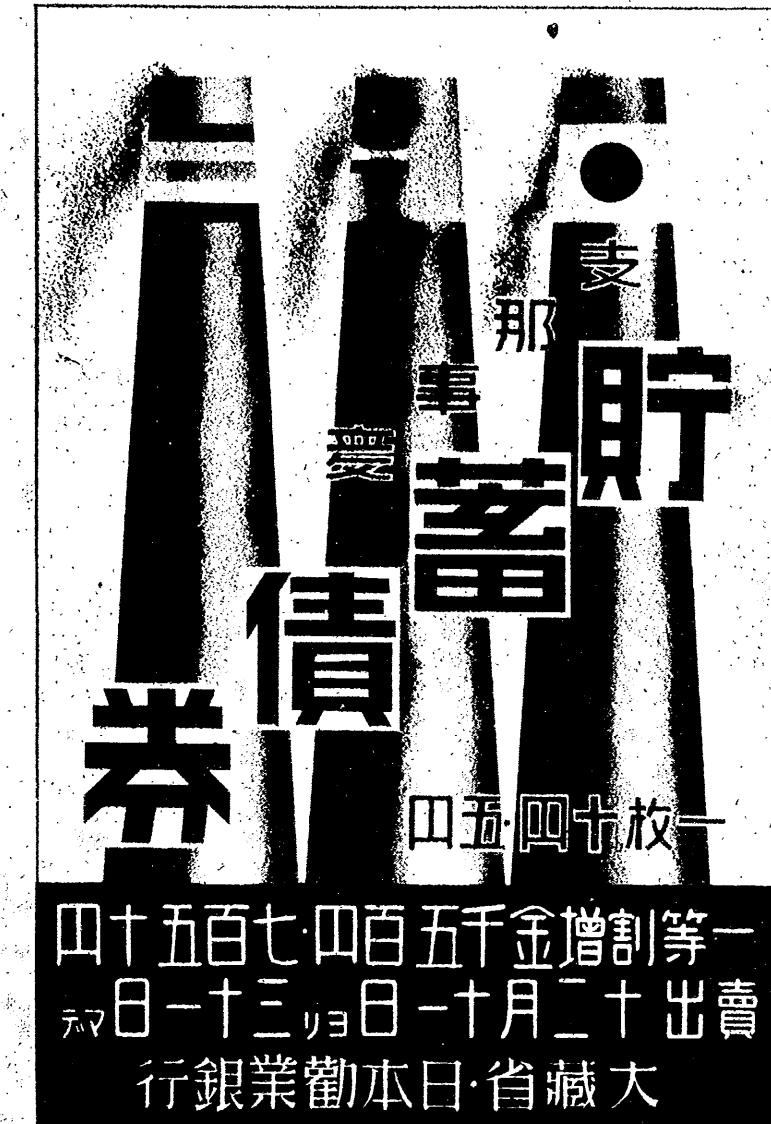
國民體力管理制度
小作料の統制について
◇工業小組合制度とは何か
南寧方面の掃蕩戦
潜水艦戦と防潜
紛争の経過

第一六六號

昭和十一年十月
昭和十四年十一月
日本第三種郵便物認可
（毎週二回水曜日發行）

五錢

内閣印刷局印刷發行



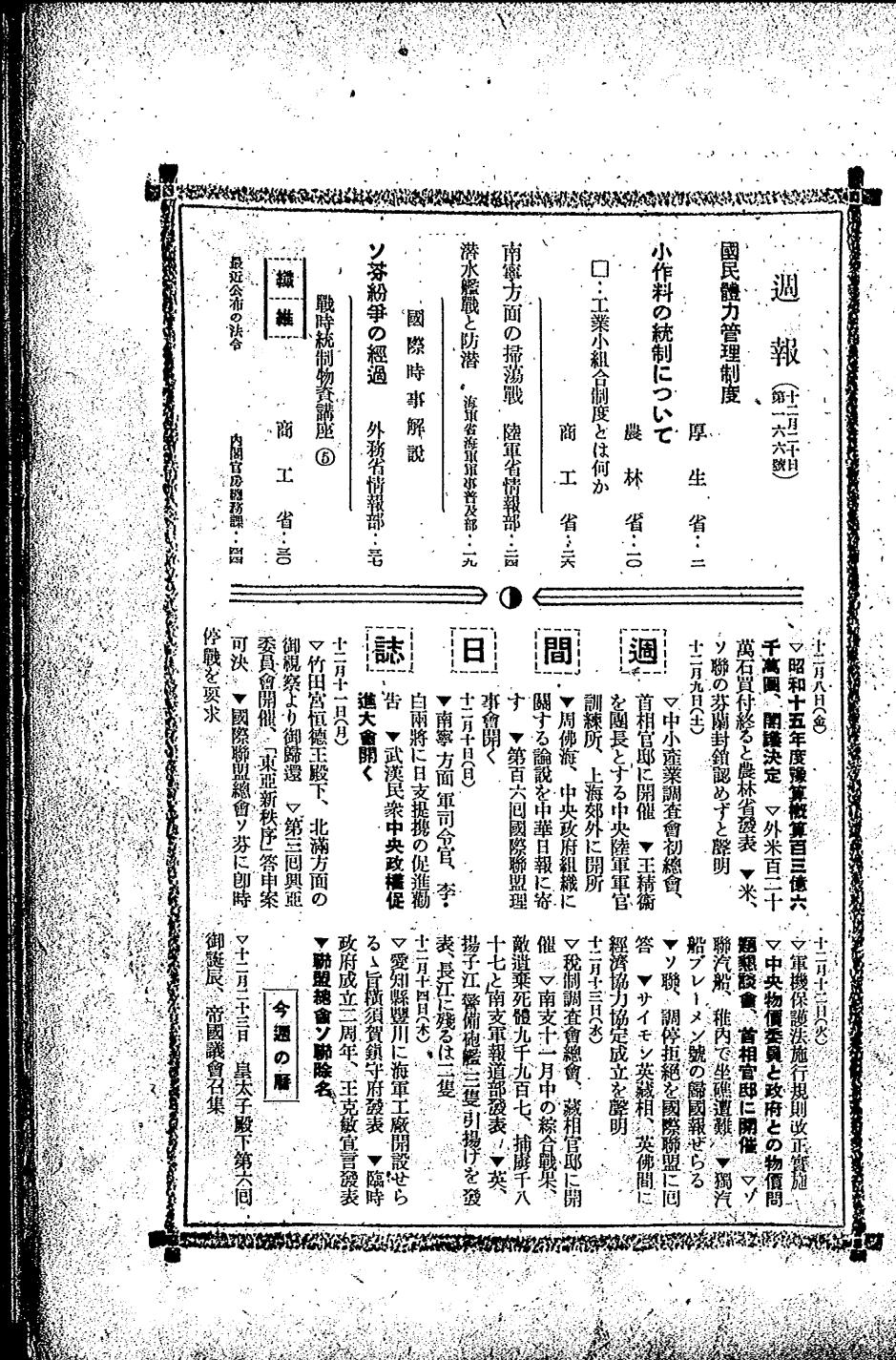
(判A5) 格規定はさき大の書本。



露光量違いにより重複撮影

<p>週報 (十二月三十日)</p> <p>國民體力管理制度</p> <p>小作料の統制について</p> <p>農林省・三</p> <p>厚生省・二</p> <p>商工省・一</p> <p>商工省・三</p> <p>内閣官房機務課・四</p> <p>最速公佈の法令</p>	<p>□工業小組合制度とは何か</p> <p>商工省・二</p> <p>南寧方面の掃蕩戦</p> <p>陸軍省情報部・四</p> <p>潜水艦戦と防潜</p> <p>海軍省海軍軍事省部・一九</p>	<p>ソウル紛争の經過</p> <p>外務省情報部・毛</p> <p>戰時統制物資講座(5)</p> <p>國際時事解説</p> <p>織維</p>	<p>上月八日(金)</p> <p>▽昭和十五年度豫算概算百三億六千萬圓、開議決定</p> <p>▽外米百二十萬石買付終ると農林省發表</p> <p>▽米ソ聯の蘇聯封鎖認めずと聲明</p> <p>十二月九日(土)</p> <p>▽中小産業調査會初總會</p> <p>首相官邸に開催</p> <p>▽王精衛を勧長とする中央陸軍軍官訓練所</p> <p>上海郊外に開所</p> <p>▽周佛海、中央政府組織に寄付</p> <p>▽第百六回國際聯盟理事會開く</p> <p>十二月十日(日)</p> <p>▽南寧方面軍司令官、李白兩將に日支提携の促進勧告</p> <p>▽武漢民衆中央政權促進大會開く</p> <p>十二月十一日(月)</p> <p>▽竹田宮恒徳王殿下、北滿方面の御視察より御歸還</p> <p>▽第三回興亞委員會開催、『東滿新秩序』答申案可決</p> <p>停戰を要求</p>	<p>十二月十二日(火)</p> <p>▽軍機保護法施行規則改正實施</p> <p>▽中央物價委員と政府との物價問題懇談會、首相官邸に開催</p> <p>▽ソ聯の蘇聯封鎖認めずと聲明</p> <p>十二月十三日(水)</p> <p>▽税制調査會總會、蔵相官邸に開催</p> <p>▽南支十一月中の総合戰果</p> <p>▽南支死體九千九百七、捕獲一千八十七と南支軍報道部發表</p> <p>▽英揚子江警備砲艦三隻引揚げを發表</p> <p>長江に残るは二隻</p> <p>十二月十四日(木)</p> <p>▽愛知縣碧川に海軍工廠開設せらるる旨横須賀鎮守府發表</p> <p>▽臨時政府成立二周年、王克敬宣誓發表</p> <p>▽聯盟總會ノ駕除名</p> <p>今週の暦</p>	<p>十二月二十日(金)</p> <p>▽皇太子殿下第六回御誕辰、帝國議會召集</p>
--	---	--	--	--	---

露光量違いにより重複撮影





國民體力管理制度

厚生省

體力管理は何故必要か

國民の體力は國家の活動力の源泉であつて、國民體位の向上を圖り、強壯國民を作り上げることは國家百年の大計でなければならない。殊に、現在わが國が國家の總力をあげて邁進してゐる新東亜の建設には、國民體力の向上が、その根幹をなすのである。

しかし現在の日本國民の體力はどうであらうか。一國の保健の尺度といはれる死亡率は次第に低下してはゐるが、周知の通り歐米諸國より遙かに高いのである。出生率は大正九年を頂點として低下の傾向に移り、特に事變勃發以來は急激に減少してゐる。その上労働力が不

足し勞働過重となつた結果、青少年の身體は次第に蝕まれてゐる。こんな現状であるから今日これを根本的に改善する方策を講じなければ將來憂ふべき事態に至る虞れがあり、延いては新東亜建設の聖業達成にも障害となるのである。

國民體力管理制度はこの缺陷を補ふために立案されたもので、約三千萬に達する未成年者の體力を國家が管理し、死亡による數の減少を防ぐと同時に、體力向上の方策を講じてその質的の向上を圖らうといふのである。

その準備として昨年來全國に亘つて準備調査を行ひ、殊に千葉縣では本年縣下全市町村で體力検査を施行し、貴重な資料を得た。一方、制度の制定について

も國民體力管理制度調査會を設置して審議を重ね、その意見に基づいて國民體力管理制度案要綱を作成、國民體力審議會に附議し、現在特別委員會で検討してゐるが、年内には成案を得て、來議會に法案を提出する豫定となつてゐる。以下この制度案要綱を基礎としてその大要を説明しよう。

體力管理とは

體力管理制度はいふまでもなく、國民體力を向上させために國民の體力を管理しようといふのである。從來未成年者の身心の保護監督は、一切民法による親権者の監護義務に一任されてゐたのであるが、これを國民體力向上の見地からある程度まで公法上の義務として、もし親權を行ふ者がこの義務を履行し得ない場合には國家自らの手によつて果さうといふのである。

詳しく述べば、先づ第一に、國家が未成年者に對して

一齊に體力検査を施行する。そしてこの検査を受けさせる義務を親権を行ふ者に課するのである。これは未成年

者の體力の現状を明らかにしてこれに適當な指導を與へ、親権を行ふ者にその監護義務を充分に履行させようといふのであつて、一面これによつて國民體力の實相を知り、対策樹立の基礎としようといふのである。

第二に、この體力検査の結果必要と認めた場合には地方長官が體力向上に關する指示を與へ、又は療養に關する處置命令を發することが出来る。この場合若し親権を行ふ者が費用を出すだけの能が無く、その處置命令を行ひ出來ない場合には、國家の機關に指導させるのである。

この二つを綜合して體力管理といふのである。

體力を管理される者は誰か

この國民體力管理制度によつて體力を管理される者は、つまり管理の對象は、帝國臣民にして未だ成年に達せざる者に限定される。即ち未成年者に限るのである。

國民體力管理制度といふ以上、國民全部を對象とするのが理想であるが、一億に上る國民全部の體力検査を一

齊に施行することは事實上困難である。従つてどうしても一定の範圍だけに限定する必要がある。限定するとなれば、未成年者を対象とするのが最も適當であると考へられる。といふのはわが國の乳幼兒の死亡率は今日ながらる。歐米諸國のそれより二倍に近い高率で、結核の死亡率も青少年が最も高いのである。殊に最近般服産業に吸收される青少年が激増した結果、その體力の低下は最も變へられてゐるところである。更に健康の増進、體力の向上は、身心の發育期即ち未成年の間に最も効果的なので、以上の諸點を総合して管理の対象（被管理者）を未成年者に限定したのである。

體力検査

甲、検査を受くべき者

被管理者は原則として體力検査を受けねばならない。併し左に掲げる者は除外される。

一 戸籍法の適用を受けざる者

そこで當分の間、其の年體力検査を受くべき者の範囲は、主務大臣たる厚生大臣が定めることになつてゐる。明年はさしあたり十七歳から十九歳までの男子が指定されることになるだらう。

乙、検査を施行する者

體力検査は原則として市町村長が督掌する。そして本制度に於ては本籍地主義を採用せず、現住地主義を採用した爲め、市町村長はその市町村内に現住する被管理者に對し、體力検査を施行しなければならない。併し被管理者が相當多數に集團を作つてゐる所では、其處で一括して體力検査を行ふ方が便宜である。そこで次のような例外を認めた。

その一是學校である。學校は主として夜間開設される學校、學部等以外は、その學校長に體力検査を施行せらる。然し學校では既に、體力検査と略同様なものを實施してゐるから、なるべく重複を避けるため、十分連絡を取るべきは勿論である。

二 本制度施行区域外に在る者

三 現に兵籍に編入せられ居る者

被管理者に對しては、特別の取扱をすることが出来る。例へば、(一)監獄に拘禁中の者、(二)労役場に留置中の者、(三)矯正院や少年教護院に收容中の者、(四)監置精神病者、(五)核療養所、療養所等に入所中の者、その他病院に

入院中の者等に對しては、普通の者と同様な體力検査を施行することは困難である。そこでこれらの者に對しては、例へば必要な事項を報告させるとか、或ひは醫師の證明書を添へて届出でさせる等、適當な方法で體力検査に代へることになるであらう。

以上のやうな例外を除いて、被管理者に對しては毎年に定期して、なほ被管理者は三千萬人に達するので、直ちに明年から、未成年者全部に體力検査を施行することとは、設備、準備等諸種の點から到底不可能である。

策を考慮させようといふに在る。勤務場所で體力検査を施行することは、受ける者にとつても多大の便宜であるばかりでなく、その職場を離れる時間を少くして、労働力の低下、事業遂行の支障を少くするので、現下の産業情勢から見ても適當と考へたのである。

丙、検査を受けさせねばならない者

被管理者は未成年者であるから、この未成年者に體力検査を受けさせる義務者を定めた。

義務者の第一は保護者である。保護者は被管理者に對し親権を行ふ者と謂ひ、親権を行ふ者がないときには其の後見人又は後見人の職務を行ふ者をいふ。

義務者の第二は教育又は監護の目的を以て被管理者を寄寓せしむる者である。教育又は監護の目的を以て寄寓せしめる場合は、保護者は多くの場合遠隔の地に居住して、從つて連絡上不便なばかりでなく、その寄寓の目的から見てても、寄寓せしめる者を義務者とするのが適當であると認め次のである。

體力検査證

市町村長、學校長及び事業主が體力検査を施行したと

きは、體力検査證を交付する。體力検査證は検査時に於ける被管理者の體力の現状を示すのに必要なる事項を記載したものであるが、その年齢の標準體力を附記して比較判定に便ならしめ、なほ發育の概況を知ることが出来るやう手帳式のものとする豫定である。

検査後の處置

體力検査をした後、その結果に基づき、どんな対策を講ずるかは最も重要な點である。本制度案要綱には、被管理者の體力向上に關する指示と療養に關する處置命令との二つが規定されてゐる。

地方長官は體力検査の結果、被管理者が虚弱、疾病等のため、轉職、從業の停止等を爲す必要ありと認めた場合は、その旨を指示するのである。指示を受ける者は原則として保護者であるが、必要ある場合は、地方長官は被管理者を使用する者に對しても之を爲すことが出来る。

例へば職場の變更、從業の停止等の指示は、保護者に對して爲すだけでは其の目的を達することが出来ず、どう

義務者の第三は被管理者を使用する者である。銀行、會社、工場、事業場等に使用される者の體力は、その事業の性質、勤務の條件、職場の衛生状態等に依り影響され

る所が少くないので、使用者はその被使用者の體力につき、平素から周到な注意を爲すべきは當然である。そこで本制度に於ては、使用者に、保護者に代つて體力検査を受けさせる義務を課したのである。

そして之等の義務者は、その年體力検査を受くべき者があるときは、その市町村長に届出ねばならぬ。前にも言つたやうに體力検査は現住地で受けさせることにして、該當者の調査は戸籍簿に依ることが出来ない。そこで之を届出させ、市町村長の事務的調査と相俟つて、検査済の防止を期したのである。但し學校長又は事業主が體力検査を施行する場合は、該當者の調査が容易なので、届出は要らない。

しても使用者の協力が必要である。こんな場合には使用者に對しても同様の指示を爲すのである。

次に體力検査で主務大臣即ち厚生大臣の指定する疾患有つてゐる被管理者を検診した時は、地方長官はその保護者に對し、醫師の指導を受けて療養せよとの命令を發することが出来る。どんな疾病が指定されるかは未だ確定してゐないが、本人だけでなく、他人の體力にも重要な影響を及ぼし又は及ぼす虞れがあると認められるものゝ例へば結核、花柳病等が指定されるであろう。

而して右の處置を命ぜられた保護者が、その資力薄弱で費用支辨の途がない場合は、國家が代つて被管理者の療養の指導に當るのである。即ち地方長官は各郡市に數名の國民體力管理醫を設置し、これに療養の指導を爲さしめるのである。

本制度案要綱には以上の二方法しか規定してゐないが、體力検査後の處置又は対策は、決してこれだけではない。検査の際、個々にその健康度に即應した注意や指

導を與へる外、いはゆる筋骨薄弱者に對する體力増強の方策も計畫してゐる。即ち體力検査の結果虛弱と認められた者を一定の場所に收容して、「週間か十日ぐらゐ、適當な訓練を施し、體力の向上を圖らうといふのである。その他既存の保健施設を利用して、適切な處置を講ずることも亦重要である。

例へば疾病に罹つてゐる被管理者が、健康保険、國民健康保険等の被保險者である場合はこれに依つて處置をさせ、結核又は療養者の場合は結核又は療養所への入所をすゝめ、或ひは又休業せよと指示を受けた者が、その指示を履行すれば忽ち生計の途を失ふ虞れがある場合には、救護法又は母子保護法の發動その他社會事業施設の救濟を求める等、既存施設との關係は極めて深い。從つて社會保險の普及、療養所等各種豫防施設の擴充、殊に保健所網の完備は、本制度の實效を擧げる上に缺くべからざるものとなるであらう。

なほ本制度の目的が、國民體力の質相をしつかり把握

して適切な對策を樹立しようとするものにあることは、既

述の通りであつて、從つて體力検査の結果を如何に利用し、どんな對策を樹立するかは、本制度の成否に關する問題である。即ち國家としては、國家的に見て最も緊切と認められる對策を樹立し、又道府縣市町村は、その地方に最も適切と認められる對策を立て、以て本制度の活用に遺憾なきを期せねばならない。

特殊の義務を課せられる者

本制度に依つて特殊の義務を課せられた者に、醫師、歯科醫師及び被管理者を使用する者がある。

本制度はその對象の範囲が極めて廣く、從つてその實施を圓滑ならしめるためには、多數の醫師や歯科醫師の協力を必要とする。そればかりでなく、醫業は本來國民體力の向上を目的とするものであるから、醫師及び歯科醫師に國民體力管理醫たる義務を課したのである。然しながら之がため國民の醫療に支障を生じ、又は甚だしく業務を妨げるやうなことは、本制度の趣旨にも附はないので、體力検査の計畫樹立に際しては、道府縣醫師會及

び歯科醫師會と緊密な連絡を取り、開業してゐる醫師、歯科醫師を遠隔の地に派遣し、又は相當長期に亘つて業務を中止させるやうなことは、極力避けねばならない。

次に使用者に對しては、雇傭期間、雇傭條件、業務の都合等その使用關係を理由として、保護者の義務履行を妨げることと、體力検査の結果判明した疾病、異常等を直接の理由として、解雇、減俸、減給等被管理者に不利益な取扱を爲すことを禁止し、被管理者を保護すると共に、本制度の運用に支障なからんことを期した。

なほ本制度の實施に當つては、個人の秘密を知り得る機會が多いので、之に關與した者に對し、祕密厳守の義務が課せられてゐる。祕密の漏泄防止については特に注意し、體力検査に當つても祕密を要する事項は一般の検査票や體力検査證には記載せず、別に精密検査票を作つて、國民體力管理醫に厳格に取扱はせることになつてゐる。

職員手帖

昭和十五年用

以上は國民體力會議會に付議された本制度案の概要である。現下國民體力の向上に最も心を致すべきとき、之が重要な對策の一として立案された本制度に對し、國民一般の深き理解と協力を望んでやまない。

内閣官房撰定の本手帖は官公吏、軍人、學校職員の携帶用としての至便な内容を備へ、慰問品としても喜ばれ居りますから本誌と併せて前線將士に御送り下さい。

定價四十錢 沿革三錢

全國各地書店にあります

内閣印刷局

小作料の統制について

農林省

は
し
か
み

さきに政府は國家總動員法の關係條項を發動し價格等統制令等の勅令を制定公布して、價格、運賃、賃金、質貸料等の全般に亘つて騰貴抑制のための臨時應急的措置を講じたのであつて、小作料も一應價格等統制令に依つて統制されることとなつてゐたのである。しかし小作料は農業生産に重大な關係がある上に、社會的にも複雜な關係にあるので、その統制に當つてはこれ等の點を考慮することが必要であると共に、從來の行政上の取扱ひとと、農村の實情に即

十二月十一日から内地、朝鮮、臺灣、南洋諸島に於ては十二月十八日から) 施行されることとなつたのである。そしてその施行規則も、内地については「小作料統制令」の公布と同じ日、即ち十二月六日農林省令第六十六號を以て公布された。本令の制定された趣旨は、一般物價の抑制のために農業生産費の主要な部分を占めてゐる小作料について必要な統制を加へんとするのみでなく、農業經營を安定させて重要農産物の生産の確保を圖ると共に、銃後農村の平和を保持してます(／＼)重大さを加へて來た農村の使命を遺憾なく遂行させようといふのである。

小作料の意義及び範囲

文書勅令第八百一十三號「小作料統制令」が制定公布され、

地が賃借される場合の借賃並びに耕作の目的のための永小作及び賭地權の小作料である(第1條。こゝに賭地權といふのは朝鮮の慣習に基づく物權の一種であつて、その權利の性質は民法の永小作に類似してゐるものである。

從つて耕作以外の目内で賃借される易食^{イフシ}一ぱ、才料置

砂利置場等として使用するため賃借される

統制の対象となるもの

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ敕令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送費、保管料、保險料、賃料又ハ加工貿易關税必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

場合の借賃は本令の統制を受けるのである。又建物所有の目的で賃借され、又は地上權が認定される場合の借賃は、地代家賃統制令の統制を受けるのである。本令の統制は受けない。たゞ農村に於ては農地以外の土地、例へば採草地、干場等が農地に附隨して賃借される場合が多く、或ひは農食、溜池等の建物、工作物が農地に附隨して一括して賃借され、その借賃と農地の借賃とを區別

本令は小作料の額又は率ばかりでなく、小作料の種別及び減免條件も統制の對象とし、なほ農地の賃貸借契約永小作權設定契約等に於ける一定の條件をもその對象とした(第十一條、施行規則第七條)。

わが國に於ける小作料は大別して一定の額を以て定めるものと、收穫高に対する一定の割合を以て定めるものがある。更に前者には、現物即ち米、麥、大豆等で納付する物納小作料と、金錢で納付する金納小作料と、一定量の現物を表示して置いて實際に納付する場合には、その現物を一定の時及び場所の相場で金錢に換算して金錢で支拂ふ代金納小作料とがある。

J

後者には、いはゆる分益小作料と稱し、收穫高の一一定率を小作料とするものと、毎年收穫高を見取つてその收穫高の一一定率を小作料とするいはゆる見取小作料とがある。物納小作料にも米で支拂ふか、麥で支拂ふか等、現物の種類も種々あり、同じ米で支拂ふものでもその品等を如何に定めるかに依つて差異がある。そこでこれ等の小作料の種別を變更することはその變更の方法如何に依つては實質上小作料の額を増減することとなるから小作料の種別も統制することとした。

又わが國に於ける小作料は平年作を豫定しての定である場合が多い。從つて不作の年はその不作の程度に應じて契約で定まつてゐる小作料の額を減免するものが多い。かゝる減免すべきものをしないか、或ひは減免の割合を少くしたりすることは、これ亦小作料の額を増加することとなるから、小作料の種別、額又は率だけでなく減免條件も統制することとした。

次に敷金・補償金・修繕費及び用排水費の負擔、改良費の負擔、公租公課の負擔、小作料の支拂條件、借主の貸

主に提供する勞務に關する條件及び借主の貸主に給付する権利金その他の財產上の利益に關する條件の如き舊貸借又は永小作の種々の條件も小作料の種別、額又は減免條件の決定と密接な關聯がある。從つてこれ等の條件に於て借主の負擔を増加せしめられて、結局小作料の額等の統制が無意味になつてしまふことになるから、これらの條件に對しても同様必要な統制を加へることとした

(第十一條 第十七條、施行規則第七條)。

こゝに補償金等といふのは、現物納小作料の場合に契約に定めてゐる品等に對し、貸主が借主に支給する獎勵米の外、契約に定めてゐる品等よりも上位の品等のものを納入したときに借主から貸主に支給する格差金穀、下位の品等のものを納入したときに借主から貸主に納入する罰米を謂ふのである。又小作料の支拂條件とは小作料が前納であるか否か、納入の場所、納入のための運賃、保管費、検査料等の負擔に關する條件を謂ひ、借主の貸主に給付する権利金その他の財產上の利益に關する條件とは小作の場合に轉借

人が轉貸人に支拂ふ権利金その他の利益に關する條件を謂ひ、小作人間に於けるいはゆる小作權の對價の如きものは含まない。

如何に統制されるか

(一) 引上停止

本令の實施後は小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他上述した條件の最高基準が次の如く定まるのであります。その基準が定まつた農地については後に述べるやうに、特別の事由があつて地方長官の許可を受けたときの外、今後は契約期間の満了、貸主又は借主の變更如何に拘らず、貸主はその基準の額又は率を超えて小作料の額又は率を定めたり、その基準の種別、減免條件又はその他の條件に比して借主の負擔の増加となるやうな種別、減免條件又はその他の條件を定めることが出來ない(第三條 第二項、施行規則第七條)。又貸主はどんな名義であつても本令の適用を免れるために借主に對し、農地の貸借又は永小作の契約に定めてゐる財產上の利益を求めるることは出來ない。

小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件の、現在の貸借を請負、その他の契約の形式に變更して本令の統制を免れることも出來ない(第九條)。

1 引上停止の基準

(イ) 過去に於けるもので定まる基準
これが更に昭和十四年九月十八日に於けるものを基準とするものと、今後定められるものを基準とするものとの二種がある。

(ア) 昭和十四年九月十八日に於けるもので定まる基準
(ア) 昭和十四年九月十八日に於けるもので定まる基準
ついては、その日に於て事實定まつてゐた小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件が基準となる(第三條第一項第一款、施行規則第七條)。九月十八日には、一石の小作料を昭和十五年一月から一石一斗に増額する旨の約束が當時既に出來てゐたとしてもその農地について基準となるものは一石である。

は率、減免條件及びその他の條件の定あるに至つた農地（例）へ

ば、昭和十四年九月十八日にはたゞ／＼誰にも貸してゐなかつた農地を十二月十日迄に確かに貸したとか、從來自作してゐるもの、或ひは耕作以外の目的に供するために貸してゐたものを

九月十九日以後本令施行前に他人に貸したもの等については、昭和十四年九月十九日以後最初に定められた小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件がその基準となる（第十三條第二款第七條、施行規則第七條）。

次に上述の基準を超えて小作料の額を定め、或ひは基準よりも借主の負擔の増加を來さやうな減免條件等を定めることは、特別の事由ある場合に於て地方長官の許可を受けたときの外は

これ認めないのであるが、價格等統制令施行前迄の間に増額し又は變更してゐるものは如何にするか。かくの如き農地についてはそれが裁判、裁判上の和解、調停等の形で認められたものを除き第十六條、第十七條施行規則第七條、貸主は本令施行後最初に納期の到来するもの以後の分から、その納期迄に（施行規則第九條、基準以内に減額するとか、變更しなければならない（第十五條、第十七條施行規則第七條）。

（二）今後定められるもので定まる基準

昭和十四年九月十八日に於ても、又九月十九日以後本令施行前迄の間に一度も貸されたことのない農地、例へば、今まで自作してゐた農地を本令施行後初めて他人に貸すとか、九月十七日以前には他人に貸したことはあるが、九月十九日以後本令施行前迄の間は他人に貸した

ことのなかつた農地を本令施行後再び他人に貸す場合には、その農地については本令施行後定められる最初の小作料の種別、額又は率、減免條件及び其の他の條件が基準となる（第三條第三號、第十一條施行規則第七條）。

以上に説明した基準を超えて小作料の額若くは率を定め、又は以上の基準に比し借主の負擔を増すやうな種別、減免條件若くはその他の條件を定めることは原則としては認めないのであるが、特別の事由ある場合に於て、地方長官の許可を受けたときは差支へない（第三條本文但書第十一條施行規則第七條）。特別の事由あるかないかは具体的に判断するより外はないのであるが、例へば、貸主が現在基

め、又は以上の基準に比し借主の負擔を増すやうな種別、減免條件若くはその他の條件を定めることは原則としては認めないのであるが、特別の事由あるかないかは具体的に判断するより外はないのであるが、例へば、貸主が現在基

準となつてゐる小作料の額等が定まつた以上土地の改良等をして著るしく小作地の利用を増進したとき、當時借主が貸主の緣故者であつたために基準たるものが低額であつたとか、借主に有利になつてゐたとき等はその事由となる場合が多いであらう。

地方長官に對する引上の許可申請は、府県令を以て定められる手續に従つてされねばならない。地方長官がその許可を爲す場合は道府縣農地委員會（農地調整法第十五條、同施行令第十一條乃至第三十二條、同施行規則第十六條参照）の意見を聽くことを要する（第八條、第十一條、施行規則第七條）。

（二）適正小作料の設定

上述の引上停止は必然的に各農地の小作料の額等の間に不公平を來すことを見れない。殊にわが國に於ける小作料は沿革的、社會的理由に依つて不合理なものが多い。それ故早くから小作調停制度が實施され、裁判所に於ける調停に於て、或ひは調停外の行政措置に依つて漸次その合理化を圖り來つて現在に至つてゐるのである。従つて小作料の引上

停止はその間に著るしい不均衡を生ずることは當然豫想されるのである。又小作料の減免條件等は不明確なる場合が多いから、その間に無用の紛議を生ずる虞れがある。そこでこの不均衡を是正し、不明確なることから生ずる紛議を未然に防止するため三個の方法を以て統制を圓滑に行ふこととした。その一が市町村農地委員會に依る適正小作料の設定である。

1 適正小作料の決定

市町村農地委員會（農地調整法第十五條、同施行令第五條乃至第二十條、第三十一條乃至第三十三條、同施行規則第十四條、第五條参照）必要ありと認むるときは、當該市町村にある農地の小作料の種別、額若くは率、減免條件又はその他の條件を決定することが出来る（第四條第一項、第十一條、施行規則第七條）。「必要ありと認むるとき」は市町村農地委員會は本令第四條の規定に基づいて適正小作料を決定することができるのであるが、農地委員會は本令制定の趣旨に従つて必要ありや否やを認定することを要する。従つて本令の趣旨に背反してこれを爲すことを得ないのは勿

論である。しかしてその決定の方法については寧ろ個々の農村の實情と從來の慣行に即した方法に依らしめることが適當と認めてその方法を限定してゐない。

2 適正小作料の認可

市町村農地委員會が必要ありと認めて適正な小作料の額等を決定したときは、地方長官の認可を得ることをする(第四條第二項、第十一條、施行規則第一條、第七條、第八條)。何となれば小作料の額等の決定は個人の権利義務に重大な關係を有しており、又社會的にも經濟的にも影響する所が大であるからである。なほ地方長官が認可を爲さうとするときは道府縣農地委員會の意見を聽くことを要する(第六條、第十一條、施行規則第七條)。

3 適正小作料の公示

地方長官が認可したときは、(一)認可の年月日、(二)申請を爲した市町村農地委員會、(三)農地の所在地番、地目、面積等、(四)認可を爲した小作料の種別等を告示し、且つ當該市町村長をしてその旨を市町村役場に揭示せしめることを要する(第四條第三項、第十一條、施行規則第二條、第七條)。

施行規則第七條。

その合意の方法は届出に依ることになつてゐる施行規則第三條第二項、第八條。若し貸主、借主が連署して届出でたときは、その届出のあつた日に合意があつたものとし、施行規則第三條第二項、第八條、別々に届出でたときは貸主及び借主の中後で届出をした日に合意があつたものとする(施行規則第三條第三項、第八條)。

上述の届出があつて本令第五條の合意あつたときは、市町村農地委員會はその旨を地方長官に報告し、且つ當該市町村長に通知することを要する(施行規則第五條第一項、第八條)。市町村長がその通知を受けたときは、合意があつた小作料の額等一定の事項を公示せねばならない(施行規則第五條第二項、第八條)。

適正小作料を設定して後これを變更するときは、上述の(1)乃至(4)と同様の手續を行つてこれを爲すのである(第四條第四項、第十一條、施行規則第一條乃至第五條、第七條、第八條)。

(三) 行政官廳の命令に依る引下

小作料の引上停止に基づく不均衡を是正する方法の一つとして、上述した適正小作料の設定の方法を設けたのであるが、今直ちに全國の各市町村農地委員會がこれを爲することは到底考へられないし、又未だ農地委員會の設置されない市町村もあるのである。そこで地方長官の命令に依る引下と調停等に依る引下の方法に依つてこれを補ふとした。

小作料の種別、額若くは率、減免條件又はその他の條件

が著るしく不當と認めるときは、地方長官は貸主に對してその減額若くは減率を命じ、又は種別、減免條件若くはその他の條件の變更を命じ或ひは減免條件等を新たに附けることを命じ得る(第五條第一項、第十一條、施行規則第七條)。

論地方長官がかかる命令を爲さうといふ迄には、或ひは當該市町村農地委員會の意見を徵するとか、或ひは同委員會をして減額等に付き斡旋せしめる等の措置を講ずるであらう。

地方長官の引下命令を受けた者は、命ぜられた額迄又は命ぜられた程度に引下げなければならないのであるが、そ

七條、第八條。

4 適正小作料の合意

市町村農地委員會は農村内の小作料の現状、決定に對する当事者の意識その他村内の輿論等に鑑み、決定の場に出でたのであり、決定するに當つては各般の事情を調査して当事者の納得のゆくやうなものと決定したのである。なほ又地方長官に於てもかくすることが各農地の小作料の額等の間の不均衡を是正して農村の平和を圖り、農業經營の安定を圖るものであると認めて認可したのであるから、これに對し不服不同意のある筈はないのであるが、認可申請のときに於ける當事者と、公示されたときに於ける當事者が異つてゐる場合もあり、又事務も個人の権利義務に重大な影響があるから、貸主及び借主が公示されたものに依るべき旨の合意を爲したとき、初めてその農地に關しては以後その公示された小作料の額等が上述した基準に代ることとして、その後當事者の變更如何に拘らず、その額等を超えて小作料の額等を定めることが出來ないこととした(第五條、第十一條)。

の命令に従つて減額等を爲した場合には、その額若くは率、減免條件、その他の條件が以後、その農地につき基準たるものとなるのである（第六條第二項、第十一條、施行規則第七條）。

なほ地方長官が引下命令を爲さうといふ場合は、道府県農地委員會の意見を聽くことを要するし（第八條、第十二條、施行規則第七條）。なほ裁判、裁判上の和解、調停等に依つて定まつてゐるものについては、これを爲し得ない（第六條第三項、第十一條、施行規則第七條）。

（四）裁判、裁判上の和解、調停等による引下

上述のやうに裁判、裁判上の和解、調停等に依つて定まつてゐる小作料の額等については、地方長官の引下命令は、爲されないが、從來から裁判所に於ても調停に依つて小作料の合理化に努力して來り、又昭和十三年八月一日より施行された農地調整法に於ては小作調停制度を擴充強化して一層小作料の合理化を圖らんとしてゐる。そこで價格等統制令の實施後は訴訟、調停事件等に於ては増額等本令の趣旨に反する裁判、調停等は爲し得ないのは勿論であるが、

更に裁判、調停等に依つて減額され、若くは減率された額若くは率又は借主に有利に變更された種別、減免條件若くはその他の條件は以後、その農地に關して基準となることとした（第七條、第十一條、施行規則第七條）。故に裁判、調停等に依つて減額された小作料の額等は、その當事者を拘束するばかりでなく、以後當事者の變更があつてもその額を超えて小作料の額を定めること等を爲し得ないこととなるのである。

むすび

本令の運用を圓滑にして、所期の目的を達成するには道府縣農地委員會及び市町村農地委員會が本令の趣旨に即した活動を爲すこととするは勿論のことであるが、農地の所有者及び耕作者の時局の認識と互に協力して、耕作者の時局の認識と互に協力して、鉢後農村に課せられた責務を果せんことを望んでやまない。



潛水艦戦と防潜

海軍省海軍軍事普及部

心をもつて之に對處する心構へが望ましいばかりでなく、今やそれを喫緊事とすればならない。

有難迷惑の潛水艦萬能論
潜水艦の概念については、すでに週報第七號（昭和十三年四月十三日）に述べた通りであり、現行小學國語讀本六に要領よく解説されてゐるから、更めてこゝで詳しく述べるまでもないと思ふ。たゞこの際一般國民としては、潛水艦とは如何なるものかといふことについて健全な常識を持ち、且つ防空と同じやうに國民生活に密接な關係がある防潜（對潛水艦防禦）といふことについて、國民的關

（ガットの算盤はわが活水艦）

ボツ潜水艦萬能論が現ばれ始めたやうで

その戦闘力の全能を發揮し得ない事情に
すらあるのである。

潜水艦は制海権を獲得し得ず

現に潜水艦が水上でも水中でも航行出来ると云ふ兩面性は、潜水艦として必ずしも水上、水中兩面の兵術的利點を併有してゐることを示すものではなく、水中にあつてこそ其の本領を發揮し得べき潜水艦が、その水中性能の缺陷を補はんが爲めに、自ら攻撃力、防禦力、運動力のすべてを通じて不完全な水上艦と成り變つて、その作戦行動の範囲を擴大しつつあることを物語つてゐるのである。即ち作戦行動に從事する潜水艦は、或る時は潜航して名實共に潜水艦となり、又或る時は戦闘力不完全な水上艦となつて水上航行を續け、かういふことを幾度も繰返して、幸ひに好機に際會すれば、その船體機を失はず直ちに潜航して、潜水

艦としての本來の戦闘力を發揮し、或ひは潜水艦のみの有する特殊の作戦能力を發揮するわけである。もとより潜水艦は他部隊の支援なく單獨行動によつて能く敵の巨艦を撃滅し、又敵國の通商を破壊し

て、敵の制海権を擅奪し得るが、この事が直ちに自國の爲めに制海権を獲得し、他國の交通線を確保してその通商を保護することにはならないのである。

之を要するに潜水艦は唯一の海軍兵力として、水上艦艇にとつて代り得るもの

でもなく、水上艦艇も亦潜水艦の出現によつて其の存在の理由を失ふものでは

ない。事實潜水艦はその特殊な性能以外

の點では、水上艦艇に比べて劣つてゐるだけが持つてゐる特殊な能力を發揮さ

といへる。だから潜水艦艇とは前述の通り、水上兵力である潜水艦に、潜水艦

艇として存在する以上、各種水上艦艇の存在理由も亦失はれず、艦艇亦依然として價値を有することは云ふまでもない。

しかし艦艇不經濟、無用論の如きは勿論

ともに足らない議論であることが知られる。

前記したやうに水上艦艇存在の理由が

それと並んで、海上作戦の全般を有利に導くことで

あり、われくが潜水艦艇に期待すべき

ことが考へられるが、今日世界列強の艦艇に

亘る開戦後五ヶ月の間に

にイギリス軍艦八隻を撃沈して、幸先よい

潜航艦のスタートを切つたが、英獨海

戦勢比を動搖させるやうな效果は遂に

なかつた。それよりも通商破壊戦によつて聯合國側一千五百萬噸、イギリスだけ

でも一千萬噸の船腹を海底の溝脣と化

し、イギリス國民を歿死の一歩手前まで追詰たことの方が遠かに重大であつた。

かくて潜水艦の出現が、海上作戦の全般はもとより國家總力戦に及ぼした有形

無形の影響に至つては更に重大深刻なものがあつたのである。しかして各國が對

ことと期待すべからざることとの間には自ら限界があるのである。その限界を知る爲めには、先づ潜水艦そのものの特殊

な性能を知らなければならぬことは、いふまでもない。これさへ解つてみれば、潛

水艦の能力を買被つてその萬能論を信じたり、或ひは潜水艦を不當に輕視して之を無視したりするやうなことはあり得

ない筈である。

前述したやうに水上艦艇存在の理由が

それと並んで、海上作戦の全般を有利に導くことで

あり、われくが潜水艦艇に期待すべき

ことが考へられるが、今日世界列強の艦艇に

亘る開戦後五ヶ月の間に

にイギリス軍艦八隻を撃沈して、幸先よい

潜航艦のスタートを切つたが、英獨海

戦勢比を動搖させるやうな效果は遂に

なかつた。それよりも通商破壊戦によつて聯合國側一千五百萬噸、イギリスだけ

でも一千萬噸の船腹を海底の溝脣と化

し、イギリス國民を歿死の一歩手前まで

追詰たことの方が遠かに重大であつた。

かくて潜水艦の出現が、海上作戦の全般はもとより國家總力戦に及ぼした有形

無形の影響に至つては更に重大深刻なものがあつたのである。しかして各國が對

必要である。

今ここで對潜防護手段について詳説す

る違はないが、この事は他所事ではない。

わが國のやうに國家の獨立、生存、

發展を海に依存しなければならない國に

あつては、對潜防護力の大小が直ちに國民的資質と其の卓越せる造船能力の喝も

のであつたと云ひ得るのであつて、イギ

リス本國周海に於ける漁船隊が如何に對

潜航戦によつてドタン場まで追詰められ

たにも拘らず、終によつて其の危機を脱し

得た理由の一つは、イギリス國民の海國

精神と其の卓越せる造船能力の喝も

ことと、注目に値する所で、將來の参考

南寧方面の掃蕩戦

陸軍省情報部

十一月二十四日南寧城に突入以來、市内外の殘敵掃蕩

つた。

中のわが軍は、二十六日これを終了した。南寧附近で抵抗した敵の兵力は約六千、敵の遺棄死體二〇〇、鹵獲品として火砲四、機關銃六、輕機四八、小銃二六四を獲得した。これに對しわが方の戦死傷は約二〇〇名であ

る。南寧東方約四十粧、八塘附近高地線に數線陣地を占領してゐる敵約二千に對し、わが一部隊は十二月三日夕刻より攻撃を開始し、翌四日午後これを擊破した。敵は装甲車及び砲を裝備したや、優良部隊であつた。この戰闘に於ける敵の遺棄死體約五〇〇、捕虜五、鹵獲品

を各方面に出現、殘敵の掃蕩撲滅に奮闘してゐる。



1 南寧方面

重機一、小銃七五、わが方の戦死九名、戦傷六一名であつた。

口、南寧北方約十六粧、大高峯北側高地にある約三千の敵に對し、わが軍は三十日夜行動を開始し巧みにこれを包囲して一日朝これに殲滅的打撃を與へた。この戰

闘で敵に與へた打撃、遺棄死體一〇六二、捕虜八、鹵獲品追撃砲七、機關銃五、輕機二七、小銃二八五、電話器八、これに對しわが方の損害戦死二二名、戦傷四七名。

ハ、八日夜敵の敗残兵若干南寧附近に現はれ、ガソリンその他を盜取しようとしたが、わが警備兵に發見され直ちに撃滅された。

2 欽州方面

イ、わが部隊は七日正午頃約三百の敵を撃破して牛嶺(欽州東北約二十粧)に進出し、引續き同地東北の平吉塘—青塘塘の線に陣地を占領してゐる敵に對し猛攻を加へ十日これを撃破した。敵の兵力約一ヶ師、十日迄に判明した敵の遺棄死體約四〇〇、わが方の戦死二〇名、戦

傷二一名であつた。

ロ、小董塘鈎州北方約二十五粧方面に現出した敵に對し、わが部隊は八、九兩日これを攻撃して擊破した。

○秋父宮殿下中支方面御觀察
○東龍海線を通した
約一ヶ年の月日を費した指揮官部隊の結晶、徐州、連雲港は結ばれた。
○上海にみる歐洲戰
○野鬼をとる報國隊—全國狩獵家の野鬼毛皮供出運動
○經濟戰の帳尻は昭和十四年度の最新結晶、並びに經濟統計グラフ
○精勤で廢を終る第三年(漫畫)
○機械水雷の電話
○磁性機雷は今次歐洲海戰の花形機雷戰。
○機雷とは? その掃海法。
○家庭救急箱(完) 家庭常備薬品とその使用方法
○海外通信 ○讀書のカメラ
定價 + 錄



工業小組合制度とは何か

商 工 省

工業小組合制度は何故必要か

わが國工業の状態を、その經營規模の見地からみると、中小規模のものが極めて多いことが分る。試みに、化學工業にあつては使用職工五〇人未満、瓦斯電氣業にあつては三百人未満、その他の業種にあつては一〇〇人未満を中小規模とすれば、商工省工場統計表に計上された工場數の九〇%以上が中小規模に入ることとなる。しかし生産額についてみれば、逆に中小規模のものの生産額は四五%程度に過ぎない。

がやうに中小工業の多いことは、從來わが國工業の良し

意味の特色とされ、これを維持し振興するため、種々の方策が講ぜられて來た。その方策のうちでも、工業組合制度は大正十四年に重要輸出品工業組合として創設され、共同購入、共同販賣等の經濟的事業と検査、生産調節等の公共的事業を併せ行ふことに依つて、工業を改良發達せしめ、特に輸出振興に寄與したことは顯著なものがある。

かかるに中小工業と一口にいつても、使用職工一〇〇人に達するものもあり、五人に満たないものもある。特に五人未満のものは、正確な統計はないが實に多數であつて、過去に行はれた國勢調査、六大城市で行はれた工業調査の結果から推定すれば、實に三十萬を超える程である。ところ

が工業組合制度はこれ等の夥しい小工業者に利用し難い點があるために、小工業者は未だ工業組合を組織してをらず、従つて業界は無組織であり、その經營は不合理である。このやうな經營の脆弱な小工業者を多数亂立させることは、わが國の工業の健全な發達を圖るために喜ぶべきことかといふと、決してさうではないのであつて、これを改善する必要は夙に取上げられてゐた問題である。

支那事變勃發以來の經濟事情の變化は、小工業者組織化の必要を緊切ならしめるに至つた。さて小工業者の組織化についてはどんな方法が考へられるであらうか。經營の合理化を圖る點からみ考へれば、企業を合併することが最も捷徑であらう。しかし從來獨立の企業者として活動してゐた者を一舉に會社の株主にしてしまふことは事實上甚だ困難である。こゝまでに至らなくとも何か方法はないであらうか、これが工業小組合制度が創設された所以である。

工業小組合とはどんな制度か
しかば工業小組合とは如何なる制度か。改正された工

業組合法の第三十三條ノ二は次の通り規定してゐる。
「工業小組合ハ、小工業者ヲ以テ之ヲ組織シ、組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ、組合員ノ工業ニ關スル共同設備ノ設置、組合員ノ工業ニ必要ナル物ノ供給、組合員ノ爲ノ註文ノ引受及組合員ノ製品ノ販賣ヲ爲スモノトス」

即ちその目的は組合員の共同の利益増進を圖るにある。共同の利益といふと非常に廣く解されるが、後で述べる事業の内容に鑑みて、それは自ら組合員の工業經營に關する

工業小組合を組織する者は小工業者である。工業者の意味は常識で判斷されるであらうが、「小工業者」の範圍は明らかにする必要がある。その範圍は勅令で定められ、資本金額、二萬圓を超えない工業者となつてゐる。即ちその事業に使用する建物及び機械器具の評價額に、必要な運轉資金を加へた金額が二萬圓を超えない工業者が工業小組合の組合員となれるのである。尤も商工大臣は、特定の種類の工業を指定して資本金額の限度を二萬圓以外の金額に指定す

いて、資本金額の限度なしに他の組合員と營業上特に密接な關聯ある同種の工業者を「小工業者」として指定するこ

ともできるやうになつてゐる。なほ工業小組合の組合員の總數は十人を超えないのが原則である。工業小組合は後に述べるやうな事業を行ふのであつて、組合員間に相互信頼の念がなければ圓滑に之を執行することはできないのであるが、この相互信頼の念は組合員の數が餘り多くては強固を期し難い。そこで組合員の總員は十人を超えないのが原則とされてゐるのである。たゞしこれは原則であるから、實情に照らして適當であれば、十五人で工業小組合を設立することも認められるのは言ふまでもない。

工業小組合はどんな事業をするか

工業小組合の事業は共同受註、共同販賣、共同購入、及び共同設備の設置である。即ち工業小組合が共同で註文を受け、原材料を共同で購入し、共同設備を設置して、組員に利用せしめ、或ひは工業小組合自ら加工し、製品を販賣する場合にも共同で販賣するのが工業小組合の事業であ

が、その事業は組合員の共同の利益増進を圖るにあるのであつて、工業小組合が自らのために營業をなすものではないから營業収益税は免除されてゐる。また登録税法、印紙税法上の特典も認められ、さらに商工組合中央金庫の出資者となり、これより金融を受けることができる。

工業組合と小組合との關係

工業小組合は工業組合の組合員となることができる。工業小組合は必ず工業組合の組合員となるのではなく、工業組合と獨立して設立され存續し得るのであるが、經濟事業でも統制事業、殊に物資の配給に關する事業に於ては、工業組合と獨立して存立することは事實上不可能であらう。従つて例へば洋傘の製造に關する小工業者である柄の製造業者と、生地張業者とで組織した工業小組合は、洋傘の製造業者が組織する工業組合に加入することとなるのである。

工業組合との關係は一企業者の場合と異り、行政官から工業組合との關係は一企業者の場合と異り、行政官が必要と認めれば工業小組合に對してその工業に關する工業組合への加入を命ずることができるのであるから、いは

ある。これ等の事業はいはゆる必須事業であつて、それ等の事業の内の一つでも行はないときは、工業小組合は設立できない。この點は工業組合がその事業として認められてゐるもの選擇して行ひ得ることは大いに趣を異にする。

こんな事業を行つてこそ外部からは、恰も一企業者の如き姿を呈し、内部は極めて強固に結合し、從つて經營は合理化され、全體が一つの引上げられた企業単位となり、工業小組合制度創設の目的たる小工業者の組織化が實現されることとなるのである。なほ工業小組合は附隨的事業として組合員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設をなすことができる。

どうして組織するか、どんな特典があるか

工業小組合を設立しようとする場合には、工業組合設立の場合と同様地方長官の認可を受けなければならず、その他點についても工業組合と大差ない。唯小工業者であることを鑑み、種々の手續ができるだけ簡便になつてゐる。

工業小組合は一企業者のやうな活動をなすものである

生産力の擴充、物資需給の調整、輸出の振興、物價の引

ゆる統制命令よりも進んだ措置が採られるのである。

工業小組合の設立の特典は、工業組合設立の特典と同様である。前記の通り企業單位の引上げは、會社特に近く實施るべき有限責任會社制度の活用に依つて企圖されるであらうが、これのみに依つて實現することは困難であり、これに達する一段階として、工業者を工業者として獨立せしめつゝこれを結合せしめ合同した一企業者たるの實を擧げるには、工業小組合こそ實に適切な制度であり、業者もこれに依つてその營業を維持して國策に協力することができ、そのことがわが國産業の進歩に寄與する所以ともなるのであるから、本制度の趣旨を充分理解して、急速に組織化の途を進まれたいのである。

戰時統制 物資講座

纖
維

首商五

5

外貨獲得と纖維工業

纖維工業は、わが國工業中その生産額に於て勞働人員に於て又その投下資本の額に於て最大級の部門である。

これを事變前の昭和十一年の統計によつて見ると、五人以上職工使用工場の職工總數の中、金屬工業、機械器具工業の職工數は合せて二七・一%であるのに對して、紡織工業のそれは四二・九%である。また生産額に於ては金属工業と機械器具工業と合せて總額の三一・〇%なのに、

對して紡織工業は三一・五%を占めてゐる。こゝに輕工業たる纖維工業のわが國工業上に於ける重大性が看取される。

更に纖維工業はわが國輸出入貿易の大宗をなすものである。纖維原料たる棉花、羊毛の輸入はわが國輸入總額中の約三割を占めており、生絲を含めた纖維製品の輸出は輸出總額の五割以上を占めてゐる。わが國の纖維工業は生絲を除き國內に於てその原料資源を有しない爲めに、主要原料たる棉花、羊毛は殆んどそん何んどそん凡てを外國

よりの輸入に仰いでゐると共に、その製品は國內の需要を充たした上廣くその市場を海外に求めてゐるのである。こんな狀態だから、纖維工業はその根柢を外國貿易に依存してゐるものと云へよう。

ところが一方、わが國は重工業關係の原料資源が不充分である爲めに、重工業部門もその素材の相當部分を、外國に依存してゐる現状である。そしてこれ等の資材を輸入するためには輸出による外貨獲得より他道はないのであつて、この輸出は主として纖維工業に求めなければならぬのである。從つて纖維工業はその原料を外國に俟たなければならぬのであるが、その製品の販路を外國に見出すことにより外國貿易の支柱となし、重工業の發展をも支へてわが國經濟の根幹を爲してゐる。

事變以來のわが國經濟の目標は、軍需品は勿論一切の基本物資の國內に於ける確保といふことであつて、日滿支一體の生產力擴充の遂行によつて從來の原料の外國依存の地位を脱却せんと努力してゐるのである。戦争

消費規正

の遂行と同時に生産力擴充政策を行ふために、軍需品、軍需生産乃至は重工業生産擴充資材の輸入は激増せざるを得ない。かくして戦時經濟の纖維工業に對して要求する役割は自ら明らかである。即ち纖維工業の任務は第一に國際收支の均衡を圖るために出來得る限り原料の輸入を制限することであり、第二に戦時緊急資材の輸入を確保するためには輸出の振興を圖ることである。この二にして一なる目的によつて纖維工業の統制は行はれ來つたのである。

纖維工業の統制は先づ原料輸入の削減と共に伴ふ措置によつて始まる。事變勃發と共に軍需資材の輸入激増に備へて十二年九月十日輸出入品等臨時措置法の公布を見、同法に基づき不急不要物資の輸入禁止と共に輸出入の許可制度が實施された。そして輸入總額中約三割を占めたる纖維原料の輸入は削減を受けること最も大であった。然しながらこのために纖維製品の輸出に惡影響

31

30

を與へることは最も避けざることであるから、これ等原

料の節約は國內用製品に對して強制されたのである。

當初、業者の自治的操縦、生産制限等を行つたのであるが、事變の擴大により原料輸入はますます制限されるに至り、代用纖維としてのステーブル・ファイバーの混用を強制した。即ち十二年十一月より羊毛製品に對して、十二年一月よりは綿製品に對して、それ又は三割以上上のステーブル・ファイバーの混用を法規に依つて強制したのである。

綿製品に對するステーブル・ファイバーの強制混用は十三年七月に至り更に一步を進めて、國內用民需品に對する

綿の使用を原則として禁止するに至つた。當時綿製品の輸

出の減退が漸く顯著になり、國內高物價のため輸出用綿製

品の國內流入が盛んであつて之を阻止する手段を講ずることが必要であつた。そして業者の自治的取締も十分の效果を挙げ得ず、綿製品輸出振興のため根本の方策を樹立するの必要に迫られ十三年七月リンク制の採用を決定實施することとなつた。これと共に輸出不振は資材の輸

入を非常に窮屈ならしめ、棉花についても更にその輸入を制限されたため、國內向棉花の節約を一層強化することが必要になり六月二十九日「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」その他の省令を公布し輸出品、軍需品及び生産費を禁じたのである。

かくして國內用綿維原料としてはステーブル・ファイバーを以て充てることと、延いては單に戰時緊急の必要な方策として、原料バルブの生産力擴充に努めることとなつたのである。

配給統制

以上述べたやうに國內用民需品については、その原料の輸入が著しく制限せられたため、之に伴ふ業界の混亂を防止して之等を原料とする製品の需給を調整することが必要となる譯である。棉花輸入の減少によつて綿絲の生産が減少するにつれ、綿絲の偏在による入手不能も生

するに至り、業者の操業の平均と中小機業家の綿絲の入手の確保を圖るために之が配給の統制を行ふことが必要となつて來たのである。そこで昭和十三年一月綿業調整協議會及び綿絲消費統制協議會を組織すると共に三月には綿絲配給統制規則を制定し、切符制による綿絲の配給を實施することとなつた。

然るに物資動員の強化に伴ひ、羊毛、バルブの輸入數量の減少に依り之等を原料とする毛絲、人造綿絲、ステーブル・ファイバー絲についてもその法的配給統制を行ふの必要が生じて來たのである。これ等の絲については從來自治的にその生産制限乃至は配給統制が行はれてゐたのであるが、纖維原料の減少、伴ひ之等各種の絲の個別的統制を一步進めてその総合的配給調整を行ふ必要を認められるに至つた。そこで十四年一月纖維配給協議會を設置すると共に、綿絲配給統制規則を綱領規則に改正し、國內向の綿絲、ステーブル・ファイバー絲、人造綿絲を打つて一丸とする配給統制を實施した。尚ほ毛絲については從来機械封緘による消費制限のみを行つてゐる。

價格統制

次に纖維製品の價格統制について簡単に述べるが、當初は民間團體の自治的統制に俟つこととして棉花及び綿絲の最高標準價格を發表して業者の之に據ることを設置した。本協議會は纖維關係の各團體を網羅した一大統制團體であつて、現在國內向絲の生産計畫の決定及び消費割當數量の決定等にあつてゐる。

表を見、棉花については今まで自治的統制に從つてゐる。然るに綿絲についてその不足見越による思想により買占め、賣惜しみ等が行はれ、最高價格違反が盛んに行

はれるに至つて法規による取締の必要が認められた。

そこで十三年五月綿絲販賣價格取締規則を制定し、遅れて

ス・フ絲、人造綿絲及び毛絲についてもそれく規則を制定、價格を公定したのである。

然るに纖維統制の強化せらるにつれて纖維製品の價格の昂騰を來すに至り、纖維原料及び製品を一貫して價格の取締を爲す必要を認め同年六月二十九日纖維製品販賣價格取締規則の公布を見た。この頃より物價委員會の活動による全般的價格統制に着手することとなり、七月九日物品販賣價格取締規則が制定された後は之によつて紙物その他の價格公定或ひは年月日指定等が行はれた。

今日國家總動員法に基づく價格等統制令により全般的に價格取締の整備を見んといつゝあるのは周知の通りである。

輸出振興策

纖維統制の最も重大なる一つの目的はその輸出用原料の爲めそれく商品別リンク制を採用し、自治的にこれが實施を見つゝある。

今後の進路

施してゐたに於いても輸出用原料の確保による輸出振興の爲めそれく商品別リンク制を採用し、自治的にこれが實施を見つゝある。

今後の纖維工業の進路については、裏に中央物價委員會に於て決定發表された纖維對策要綱に、その大體を示されてゐるから右について少しく述べてみよう。

第一は規格の統一單純化である。今後纖維製品の一層減少する實情に鑑み、製品規格の單純化を圖り國民生活上必要な少數の種類に限定して最少限度の國民必需を確保すると共に、公定價格の勧行に資する必要がある。これについては去る九月五日纖維製品製造限制規則を制定公布し一部實施を見た。即ちステープル・ファイバー織物その他につき規格を定め、右規格に依る纖維需給調整協議會の検査を受けしめ之に合格したものでなければ一般の市販を認めないこととして、十月五日より實施を見てゐる。今後引續き毛織物、その他の纖維製品につき規格の制定を見る豫定である。

第二は纖維品の價格公定の整備である。

第三は纖維品需給對策である。今後纖維原料の供給制限と市中 在荷の漸減に鑑み纖維品の需給調整のためには

その生産及び配給の計畫性を徹底せしめ計畫實施に關する統制を強化する必要とする。その根本對策としては

第一に纖維原料の自給對策である。これには國ブロック内の原料増産、パルプの生産力擴充、合成纖維その他新纖維の研究利用等の外、廢品の利用更生による更生纖維の利用等の方策を講ずることが必要である。第二は生産機構の整備對策である。之については企業の合同乃至はブル制度の實施により經營の合理化及び能率の増進を圖り生産費の切下を行ふ必要があるのであるが、これ等方策の實施についてはその時期、方法等について慎重考究を要する。第三は配給機構の整備對策である。第一次製品たる紡絲、毛絲、人造紡絲、ス・フ及びス・フ絲等の配給については一應その配給機構の整備を見たのであるが、織物その他の第一次製品については未だ配給統制は行はれてゐない。これ等製品の供給數量の減少はその配給統制を當然必要とするのであるが、右の中いはゆる特免綿織物については需要の關係より之が供給を確保する要がある。よつて特免綿織物については既に特免綿織

物製造株式會社の設立を見た外、統制團體の設立等配給機構の整備に努めつゝある。

次に近時、屑、櫛穂等の更生利用による更生纖維が相當に現はれてゐるのであるが、これ等更生纖維原料としての屑、櫛穂等の配給についても統制團體の整備、法規の制定等につき準備中である。之に伴ひ更生絲、更生絲織物につき規格を定め、その生産及び配給を統制する方針である。

第四は消費統制對策であつて、之が具體策につき別途考究することになつてゐる。

尙ほ生絲及び綿製品についてはその原料を國內に産すこと等の點に於て他の纖維品とは趣を異にしてゐるのであつて、以上述べたところも、之にあてはまらない。從來も紡織物及び絹紡絲につき價格の公定等が行はれてゐるにすぎない。最近紡製品についても種々の問題があるのであるがこゝには述べないことにする。

ソ芬紛争の經過

——國際時事解説——
外務省情報部

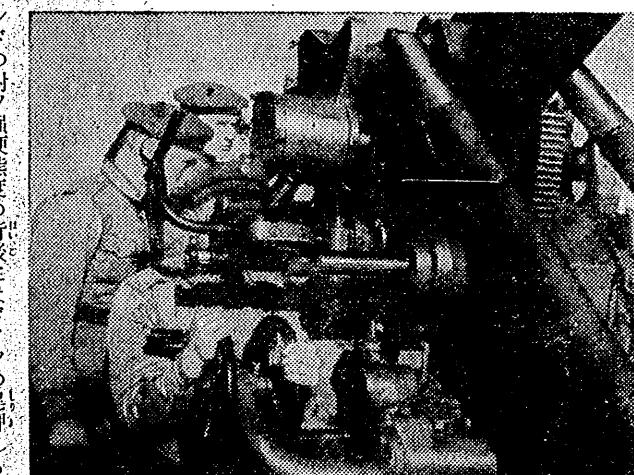
つた。

國境發砲事件をめぐり、去る十一月二十八日遂にソ芬不侵略條約の廢棄を宣言したソ聯は、翌二十九日に至りフィンランドとの外交關係を斷絶し、忽ちソ聯軍隊はフィンランド領土進攻を始めた。

即ち、ソ聯軍は國境全線に亘り海陸空の三方からフィンランドを攻撃し、三十日中に早くもフィンランド灣入口の要地ハシグ上陸説が傳へられ、首都ヘルシンキも猛爆され、更に、ソ芬會議に於ても戦略的見地からソ聯側が割譲を要求してゐたフィンランド灣内のチタルサーリ、ラヴァン、セイスクカリの三島嶼もソ聯軍の占領する處とな

次いで十二月一日、開戦後間もなくソ聯軍に占領されたフィンランド北部の要地ベッアモの奪回が傳へられ、四日夜に至りフィンランド軍は一九二一年(大正十年)の國際會議によつて非武装地域と定められてゐたボスニア灣、フィンランド灣、バルト海の接續點にある問題のオーランド島を占領した。又、開戦以來五日間に亘つてソ聯海軍の猛攻を受けたホッダラント島は、八日に至り遂にソ聯軍の上陸が傳へられたのである。

一方、フィンランドの提訴により、召集された國際聯盟の臨時總會は、十二月十一日、ソ芬兩國に對し、即時休戦し紛争を總會の特別審議に附託するやうに要請し、フィン



兵水ドンラシイクつ待を令命で上艦

るため無理押しに焦つた點も見受けられ、「芬

ランド政府は直ちにそれを受諾したが、ソ聯政府は十二日に至り、フィンランドとの紛争に對する聯盟の調停を受諾出来ない旨正式に拒絶の回答を送り、そしてソ聯側は對芬戰の不振を挽回すべく近く總攻撃を開始するものと傳へられてゐる。

二

これよりさき、オーランド島、ホッグランド島にソ聯の海空軍根據地を設置する件や、レーニングラード北方のソ芬國境を二、三十粍更に北方に移し、それらの代償としてソ聯はカレリア地方をフィンランドへ割譲すること等の要求をめぐり、十月十二日、同二十三日、十一月三日と三度に亘りソ芬會談がモスクワにて開催されたのであるが、遂に兩國は一致點を見出し得なかつた。

ソ芬會談が物分れに終つた眞因については種々傳へられたが、モスクワ方面の消息によれば、當時、ソ聯としては武力に訴べる決意よりも極力交渉によつて希望の實現につとめたものの、反面に於て、北歐の陣容強化を一氣に仕掛け

ランの對ソ強硬態度の背後にはドイツの尾押しも相當にあらうと云ふ宣傳さへもあつたのである。

フィンランドに於てはカヤンデル首相が二十三日にラヂオを通じて全國民へ呼びかけ、「フィンランドは過日のソ芬會談に際し極力ソ聯の對外要求に應ずるやう」とめたのであり、フィンランドはその死活的權益が犯されない範囲内ならば、何時たりともソ芬交渉を再開する用意を有してゐる。但し、ソ聯が精神搾取戰術や經濟壓迫戰術を以て迫つて來ても、フィンランドは断じて屈服するものではない。」と力説して強硬な態度を表明した。

三

以上の經過をたどりソ芬關係はいよいよ悪化し、ついに十一月二十六日ソ芬國境事件が勃發したのである。即ちそれはソ聯側の發表によれば、フィンランド兵は不法にも突如ソ聯國境守備兵に向つて發砲し、ために十三、名の死傷を出したと稱されてゐる。フィンランド側では、直ちに實地調査を行つたがフィンランド軍より發砲した事實なく、たゞフィンランド國境監視兵がソ聯領内で砲聲のとどろいてゐるのを耳にしたのみであると主張した。次い

で二十八日至りソ芬國境二ヶ所に於て、再び兩國の國境守備兵の衝突が傳へられた。そして同日中に、モロトフ外務人民委員は、ソ芬不侵略條約の廢棄を聲明した強硬な新通牒を駐ソのフィンランド公使へ手交したのであるが、その内容は次の通りと云はれてゐる。

一、ソ聯政府はソ芬不侵略條約を廢棄する。

一、國境事件に關するフィンランド側の説明は容認出來ぬ。

一、フィンランド軍を國境から撤退する事を新たに要求する。

かくてソ聯からソ芬不侵略條約廢棄の通告を含む強硬通牒に接したフィンランド政府は、慎重にその回答案を練り、翌二十九日に至り、「フィンランド政府は、平時常駐の國境守備兵及び稅關吏を除くあらゆる軍隊をカレリア地峡の國境地帶より約八十粍撤退し、國境紛争はすべて、中立國の斡旋乃至はソ芬不侵略條約によつて規定された混合委員會を通じて仲裁される事」等の提案を内容とする正式回答を發し、同夜駐ソのフィンランド公使がボチコムキン外務人民委員部次長を訪れてその回答文を傳達した處、その

場でボチコムキン次長は同公使に對し、逆にソ芬蘭交斷を絶するに關する通牒を手交したのであつた。

そして國交斷絶後十二時間にして早くもソ芬蘭は戦争状態に入り、三十日、フィンランド大統領カリオは遂にソ

聯との間に戦争状態が存在する旨の布告を發し、フィンランド政府當局は戦争はすでに開始され、ソ聯軍はカレリア地峽國境を越えて侵入し、テリヨキを空爆中である。』

と發表した。

ソ聯軍はカレリア地峽を初め、ラドガ湖の北方スオヤルヴァ、北極洋に臨む國境北端のリボッヂ地方、北部國境コラ地方及びフィンランド灣の東部海上の各方面からフィンランド攻略を開始し、占領地テリヨキにクーシネンを首班とする赤色政權を設立させ、十一月二日には早くもそれと次のやうな相互援助及びに親善條約を締結したのであつた。

第一條 カレリア地方をソ聯よりフィンランドへ、又レーニングラード北方國境地帶をフィンランドよりソ聯へ夫、護波子、第二條 フィンランドはソ聯に、陸海軍根據地を貸與し又スル

「ソリその他の島嶼を賣却す」

第三條 軍事的援助を含む相互援助を約す

第四條 兩國は相手國に反対するが如き的約を第三國と締結せざるべし

第五條 兩國は通商條約を締結し貿易の増進を計る

第六條 ソ聯はフィンランドに軍事機材を供給す

第七條 本條約期限は二十五ヶ年とし、ヶ年前に破棄の通告を爲さざる時は更に二十五ヶ年延長す

第八條 本條約は調印の日より発効し批准交換はヘルシンキに於て之を行ふ

即ちソ聯は、從來存在するフィンランド政府を認めず、テリヨキ政權をしてフィンランド國內鬭争の形により、ヘルシンキにあつたフィンランド政府を壓倒し去らうこと企てるのである。

テリヨキの赤色政權成立に先立つて、フィンランド政府は十二月一日、國立銀行總裁で進歩黨を率ゐるリチを首班とする新内閣が組織され、社會民主黨、農民黨、進歩黨、瑞典黨の他に統一黨を加へ且つ極右の愛國々民黨よりも閣外

としてフィンランド政府はかねて一般市民にヘルシンキから撤退するやう命じてゐたが、四日夜政府自體もヘルシンキの西北方四百糸の地點でボスニア灣に臨むワーサを假首都と定め、直ちに遷都を開始するに至つた。ワーサが新首都に選ばれた理由は、同市がソ芬國境より最も遠隔の地點にあるばかりでなく、對外積極援助を傳へられるスウェーデンとの聯絡に最も適してゐる爲めと見做されてゐる。



第一線に出たし動くソ連軍

ソ聯海軍は八日正午を期し、ボスニア灣北部トルネ河口から東經二十五度五十分に至るフィンランド海岸及び接續水面の封鎖を廰行することに決定した。故に同方面にある外國船舶に通告を行つた。

ソ聯海軍は八日正午を期し、ボスニア灣北部トルネ河口から東經二十五度五十分に至るフィンランド海岸及び接續水面の封鎖を廰行することに決定した。故に同方面にある外國船舶に通告を行つた。

發し九日までに退去を要求し、若し大學生を無視する新制は自己の危険に於て行動すべきものとす。

四

聯盟へ提訴したが、それに對しアルゼンティン及びウルグアイは聯盟敗退を賭してソ聯の除名を提議し、他の南米六ヶ國はそれを支持し、去る十三日の聯盟總會も勢頭アルゼンティン代表のソ聯除名提案演説を聽取した。更に十四日に至りソ聯除名の決議を通過したと報せられてゐる。英佛は對外同情の聲明を行つてはゐるが、聯盟總會での態度はソ聯との關係の惡化を考慮して相當慎重を持して來てゐる。

次に米國政府はすでに十月十二日駐ソ米國大使をしてモロトフ外務人民委員に、ソ聯がフィンランドに對し過大な要求を提出し、歐洲の戰爭狀態を更に惡化させるやうなとのないやうにとの申入れを行つた。

小國でありながら英領につぐ有様で、フィンランド地方からの對米移民も少くはなく、且つフィン蘭こそは對米戰債の支拂義務を忠實に履行した唯一の國であること等の理由も加はり、米國に於けるフィン蘭のの人氣を高めてゐる點は見逃せないであらう。

給する等有利的援助を與へて居り、從つてその反ソ態度を激化したと傳へられてゐるが、例へば、半官通信のインフォルマチオーネ・デル・チャルノは、ソ聯のフィンランド侵略はソ聯の世界攪亂工作の一部を成すものであると喝破し、ソ聯は對芬工作が完了次第更に侵略の魔手は何處かに伸ばすであらう。

シドに對し同情の念を禁じ得ないもの、フィンランドの地位がドイツ制圧下のバルト海内部にあるため直接の援助は至難であると稱してゐるが、最近、英國政府はフィンランドに對する物質的援助を可能ならしめるため軍需品輸出禁止

又十一月三十日ソノ界戦の報に接するや、駐ソ米國代理大使はボチヨムキン外務人民委員部次長を訪問し、米國

はソ芬紛争につき斡旋の勞を取る用意ある旨の本國政府からの通告を傳達した。そしてソ聯が米國の斡旋申出を無視して、フインランド攻撃を進めたことに對し米國朝野は齊しくソ聯を痛撃し、ピットマン上院外交委員長は「ソ聯が米國に與へたすべての誓約を踏みにじつた以上、余は來議會に米ソ關係斷絶の法案を提出する考へである。」と述べ、反對派のボラー上院議員も異口同音に米ソ關係斷絶論に賛成してゐる。

かくてソ芬戰況の進展に伴ひ、フインランドに對する米

國の同情的態度は次第に強められ、その具體化した表はれの一つとしく、米國復興金融會社と米國輸出入銀行の共同でフィンランドのために一千萬弗のクレディットが設定され、以て米國の過剰農產物を始めフィンランド人民に必要な物資の購入に充當されることとなつた。

元來、米國朝野のフィンランドに對する人氣の程度は、

合の緩和を行ふこととなつたと傳へられる。
ドイツは、ソ聯がレーニングラード及びクロンスクット
軍港の安全性を求めてゐるのは誤解し得る處であるが、紛
争自體に對しては傍観者の立場を探る他なしと稱してゐ
ると傳へられる。

の獨立なりとする立場からブインランドに對して積極的の援助を與へ、參戰をも辭せずとする強硬な態度を示しつゝある事は、今後の北歐の情勢に關して注目すべき點であらう。

This image shows a vertical strip of white paper. Near the top edge, there are three distinct black 'X' marks. The paper appears slightly textured or aged.

卷之三

最近公布の法令

内閣官房總務課

各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されています。

◇兵役法施行令中改正ノ件

(十一月十一日公布勅令第七百六十八號)

現役に適する者の體格等位に新たに第三乙種を設けて壯丁體格の程度と徵集の關係を一層合理化し、又師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する者を、海軍に徵集する場合(その在營期間は一年四十日短縮せられる)は、總て之を水兵とすること等の規定を設けたものである。

◇工業試験所官制中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百六十九號)

朝鮮總督府監修官制中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十八號)

◇海軍武官任用令中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十九號)

◇海軍武官進級令中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十九號)

◇海軍志願兵令中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十九號)

◇海軍武官服役令中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十九號)

◇海軍武官服裝令中改正ノ件

(十一月十五日公布勅令第七百七十九號)

◇兵役法の改正(本年法律第一號)依つて短期現役兵の制度が廢止せられ且つ師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する海軍兵の現役は、一年六十日以内(初令)依つて一年四十日以内(改正)に短縮せられることとなつたのに伴つて改正されたもので、例へば師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する海軍一等兵中より三等下士官を任用する場合の實役停年の特例(實役停年九月)を設け、その他二等下士官の服役期間の特例又は特殊進級の制を設ける等の改正があり、いづれも十二月一日より施行された。

◇陸太陵接壤地方ノ警備ニ從事スル陸太陵ノ職員又ハ其ノ遣族ニ一時金ヲ給スルノ件

(十一月二十日公布勅令第七百八十七號)

市制第六條及び第八十二條第三項の市の區長、町村長又は之に準すべきものをして調査上必要な事務を行はしめるため改正したものである。

◇商工省官制中改正ノ件

(十一月二十日公布勅令第七百八十四號)

商工部に在る陸軍部隊及び軍人軍屬等の給與に關し規定したるもので、本年十一月十五日以後の分に適用せられることになつたる。

◇陸太陵接壤地方ノ警備ニ從事スル陸太陵ノ職員又ハ其ノ遣族ニ一時金ヲ給スルノ件

(十一月二十日公布勅令第七百八十八號)

國境地方の警備に從事する職員が職務のため死傷し又は不具發疾と爲つた場合に、當該職員又は其の遺族に對し一時金を給する必要があるため新たに制定されたものである。

◇陸太陵接壤地方ノ警備ニ從事スル陸太陵ノ職員又ハ其ノ遣族ニ一時金ヲ給スルノ件

(十一月二十日公布勅令第七百八十八號)

陸太に於て一般民衆が警察官吏に協力援助し、因りて死傷した者に對して、難禁扶助及び療養の費用を給する必要によって制定されたものである。

◇滿洲國ノ武官タル帝國國民ノ陸軍武官補充ニ關スル件

(十一月十五日公布勅令第七百八十八號)

滿洲國の武官たる帝國國民で陸軍武官となることを志願し、才能を有する者は之を陸軍武官遷擢の將校又は下士官(下士官)とすることを得る途を拓いたもので、將校とする場合は少尉、下士官とする場合は軍曹又は伍長とすることになつてゐる。その他之等の者の服役につき兵役法施行令との關係をその他所要の規定

◇資源調查令中改正ノ件

(十一月二十二日公布勅令第七百八十三號)

◇資源調查法第一條の規定に依る資源調査を行ふにつき市長

市長の區長、町村長又は之に

◇米穀精等制限令

(十一月十五日公布勅令第七百八十九號)

◇米穀精等制限令

(十一月十五日公布勅令第七百八十九號)

◇衛成令中改正ノ件

(十一月二十九日公布勅令第七百九十一號)

◇衛成勤務の管掌者たる衛成司令官と爲るべきものの中には飛行

集團長を加へざることとしたものである。

◇文部部内臨時職員設置制中改正ノ件

(十一月二十九日公布勅令第七百九十二號)

◇衛成令中改正ノ件

(十一月二十九日公布勅令第七百九十二號)

◇原生部内臨時職員設置制中改正ノ件

(十一月二十九日公布勅令第七百九十二號)

◇朝鮮總督府企畫部臨時設置制

(十一月二十九日公布勅令第七百九十三號)

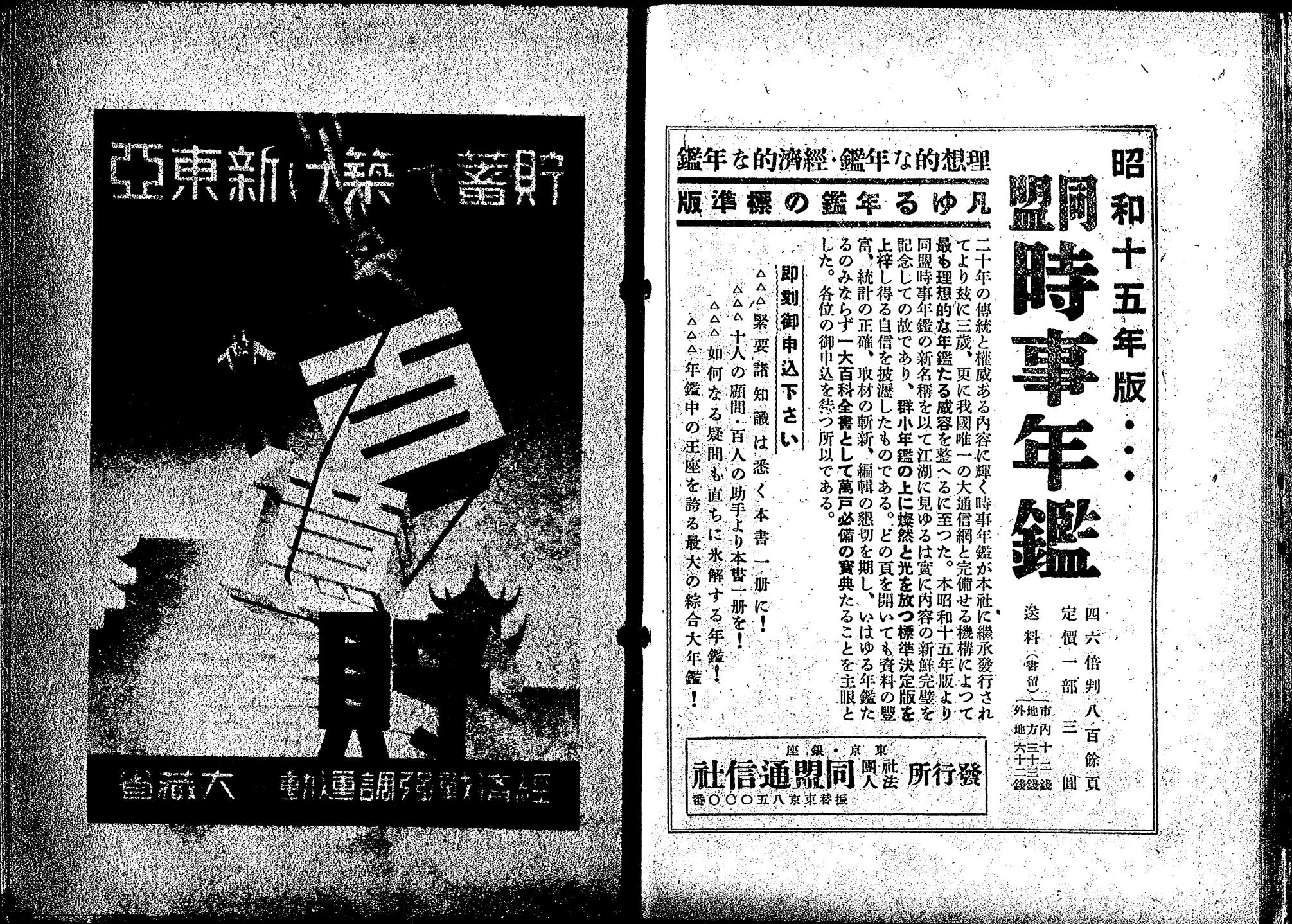
◇國家總動員計畫の設定及び運行に關する事務並びに時局に

緊要な物資の配給の調整に關する事務を掌りしめるため時局に在る企畫部を設置し臨時職員たる企畫部長一人、事務官七人、理事官一人、技術員六人、屬下九人及技術十二人を之に屬せしめ、且つ關係各官署高等官の中より、朝鮮總督府事務官を命じ之を同部に屬せしめ得ると爲すの必要により公布された。

◇朝鮮總督府企畫部臨時職員設置制中改正ノ件

(十一月二十九日公布勅令第七百九十四號)

◇朝鮮總督府企畫部を設置するに伴ひ物資需給調整に關する事務に從事するため増置した職員を同部に移すこととしたものである。



理想的な年鑑の年鑑るゆ凡

版準標の年鑑

昭和十五年版

同時事年鑑

四六倍判八百餘頁
定價一部三

送料(書留)市内六十三二錢
外地六十二錢

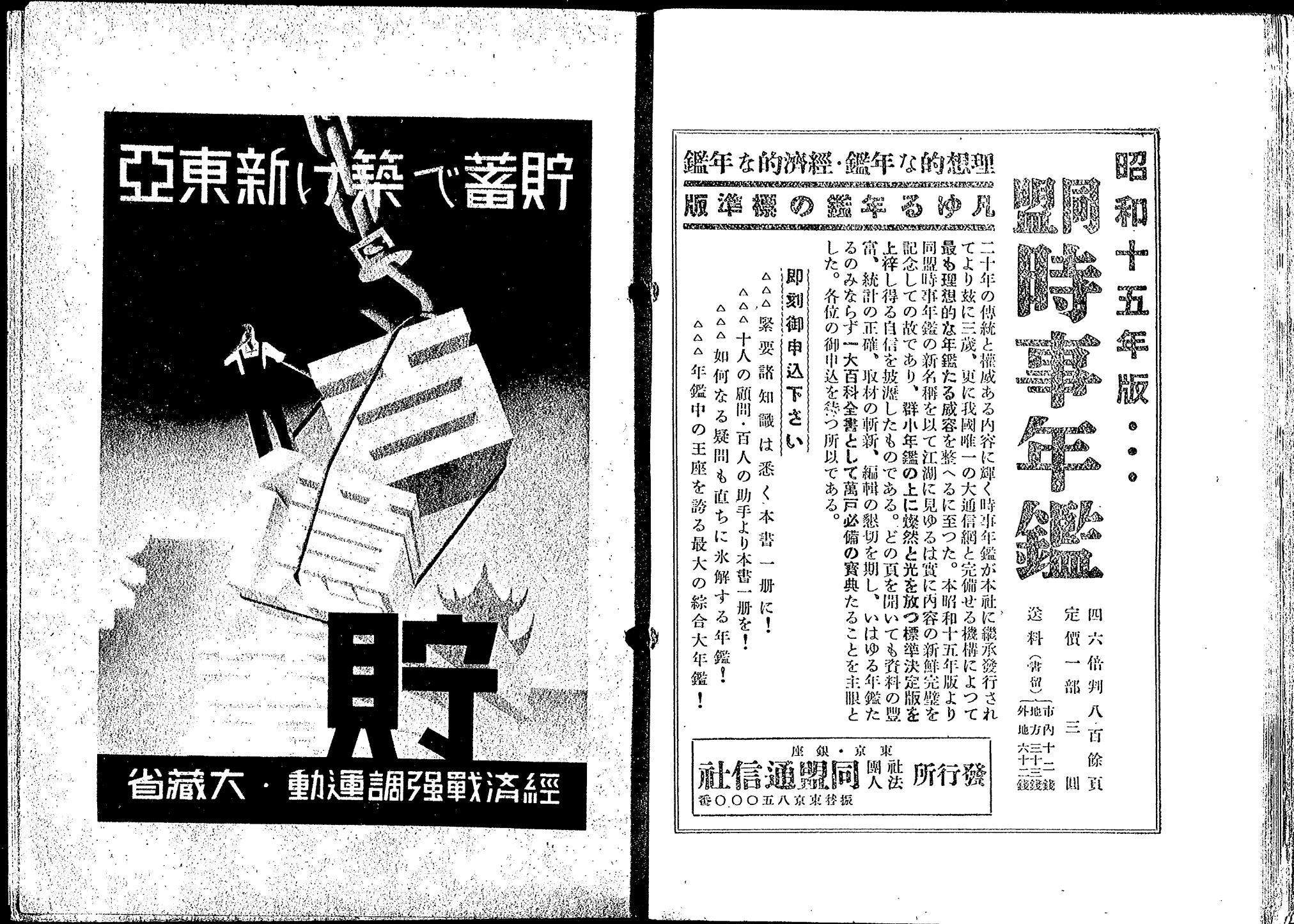
二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行され
てより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて
最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。本昭和十五年版より
同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を
記念しての故であり、群小年鑑の上に燐然と光を放つ標準決定版を
上梓し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豐
富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑た
るのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼と
した。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

- △△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！
- △△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！
- △△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！
- △△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

座銀・京東社法團人所行發
番〇〇〇五八京東書版

露光量違いにより重複撮影



週報

二十日二月七號

第一六七號

昭和十四年十一月一日三種郵便物認可
昭和十五年十一月二十七日発行

内閣印刷局印刷發行

五銭

國際政局回顧と展望
鐵道貨物輸送の實情
青少年義勇軍現地報告座談會
事變第二年の海軍作戰
敵の冬季攻勢
◇興亞奉公日の元旦
昭和十四年後半期週報總目錄
バルカンの情勢
北権太利權企業の現況

結核に

強力ビタミンB剤
オリザニン



ビタミンBが體内に缺乏すると食慾不振に陥り、結核菌に対する抵抗力が減退し、尙結核菌の増殖が著明となることが實證され、これらの障礙はオリザニンによるビタミンBの豊富な補給によつて好結果が期待出来る。

50錠 ¥1.20
東京・日本橋・室町 三共株式會社

(判A5) 格規定國はさき大の書本)